

権利者捜索に係る「相当な努力」の見直しについて

平成26年2月24日

1 はじめに

今期の法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）においては、知的財産政策ビジョン（平成25年6月7日知的財産戦略本部決定）等における提言等¹も踏まえながら、権利者不明著作物を含む過去のコンテンツ資産の利用を促進するため、権利者不明の場合の裁定制度の在り方を中心に検討が進められてきたところである。

権利者不明著作物の円滑な利用に当たっては、様々な方策が考えられるものの、第4回小委員会（平成25年11月1日）に実施した関係者等からのヒアリングにおいて、裁定制度における権利者捜索のための「相当な努力」の要件を中心に具体的な課題が示された（詳細については参考資料1参照）こと等も踏まえ、まずは、手続の簡素化、迅速化という観点から、現行の裁定制度における「相当な努力」の要件の見直しを行うことが適当であると考えられる。

2 「相当な努力」の内容について

裁定制度によって権利者不明著作物を利用するためには、「相当な努力」を払っても権利者と連絡することができないことが必要である（著作権法（以下「法」という。）第67条第1項）。

「相当な努力」の具体的な内容は、著作権法施行令（以下「令」という。）第7条の7及び平成21年文化庁告示第26号（以下「告示」という。）に定められており、利用者には、以下のすべてを行って得られた情報に基づき権利者に連絡するための措置をとることが求められている（条文については参考資料2参照）。

① 広く権利者情報を掲載していると認められるものとして文化庁長官が定める刊行物その他の資料を閲覧すること（令第7条の7第1号）

【広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料】…アとイのすべて
ア 著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿その他これに準ずるもの（告示第1条第1号）

イ 広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト（告示第1条第2号）

（次頁へ続く）

¹ 例えば、知的財産政策ビジョンにおいては、「第3 デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備」の中で、取り組むべき施策として、「孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化によりその利用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定制度の在り方を見直し、権利者不明の立証負担の軽減や標準処理期間の短縮などにより、手続きの簡素化、迅速化を促進する。」と示されている。

② 著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として文化庁長官が定める者に対し照会すること（令第7条の7第2号）

【広く権利者情報を保有していると認められる者】…ウ～オのすべて

ウ 著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であつて、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項（同法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類のもの（以下「同種著作物等」という。）を取り扱うもの（告示第2条第1号）

エ 同種著作物等を業として公衆に提供し、又は提示する者（告示第2条第2号）

オ 同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする法人その他の団体（告示第2条第3号）

③ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに準ずるものとして文化庁長官が定める方法により、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること（令第7条の7第3号）

【日刊新聞紙への掲載に準ずる方法】…カ

カ 社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて三十日以上の間継続して掲載することとする。（告示第3条）

3 見直しの方針について

裁定制度は、権利者が所在不明である等の理由により、権利者と連絡することができない場合において、行政庁の処分により著作権者が行う利用許諾と同じ効果を生じさせる性質を有するものである。

このことを踏まえると、権利者搜索のための「相当な努力」とは、権利者が不明であるという事実を担保できる程度のものであることが必要であり、令において定められている、広く権利者情報が掲載していると認められる刊行物その他の資料を閲覧すること（上記①）、広く権利者情報を保有していると認められる者へ照会を行うこと（上記②）、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること（上記③）は、一般的に、権利者情報を得るために行う措置として、いずれも一定の合理性があるものと考えられる。

他方、上記①～③の内容をさらに具体化した告示の各要件（上記ア～カ）については、関係者からのヒアリングにおける意見等を総合すると、著作物等の種類や利用態様によって事情が異なり、一律にすべてを求めることが過度の負担となっている場合もあると考えられる。例えば、国立国会図書館の場合、デジタル化した所蔵資料をインターネットで公開していくにあたり、古い明治期の資料から順に裁定制度を利用しているため、比較的新しい情報を見つけやすいインターネットでの検索より、古くから発行されている名簿・名鑑類の閲覧による調査方法の方が、連絡先が判明した割合が高くなっているものと思われる（次頁の表参照）。

(表) 国立国会図書館による調査結果²

	調査対象著作者数 (延べ人数)	連絡先が判明した著 作者数 [*] (人)	連絡先が判明した割 合(%)
名簿・名鑑類の閲覧	150,124	6245	4.2%
ネット検索サービスによる情報の検索	100,538	91	0.1%
同種の著作物等の販売等を行うものへの照会	10,318	83	0.8%
著作者団体等への照会	60,825	573	0.9%
一般に対して情報提供を求めること(国会図書館及びCRICウェブサイト)	136,451	92	0.1%

(※) 旧住所など、無効の連絡先も含む。

以上を踏まえると、利用者が権利者検索のために行う「相当な努力」のうち、上記①～③を具体化した告示の各要件(上記ア～カ)については、手続の簡素化、迅速化という観点から、以下のように、その一部を緩和することが適当であると考えられる。

① 広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料の閲覧

現在、名簿等の閲覧及びウェブサイトでの検索を行うこととされている(告示第1条参照)が、著作物等の種類や利用態様に応じて負担が異なることから、両方を行わなくてもよいこととする。

② 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会

著作権等管理事業者等、同種著作物等の販売業者、同種著作物等について識見を有する団体等のすべてに対して照会を行うこととされている(告示第2条参照)が、著作物等の種類や利用態様に応じて負担が異なることから、すべての照会を行わなくてもよいこととする。

③ 日刊新聞紙への掲載に準ずる方法により、公衆に対し情報提供を求めること

一般社団法人著作権情報センターのウェブサイトにて三十日以上期間継続して掲載することとされている(告示第3条参照)が、申請に必要な掲載期間を短縮する等、手続の見直しを行う。

また、告示を更に具体化した「裁定の手引き」³も合わせて見直し、適切な改訂を行うとともに、標準処理期間の短縮等、運用の改善も図ることとする。(以上)

² 第4回小委員会資料2(国立国会図書館提出資料)の一部を、文化庁が編集したもの。本表は、国会図書館が、デジタル化した所蔵資料をインターネットで公開するにあたって、著作者の没年調査及び著作権者の連絡先調査を行った際、それぞれの過程において連絡先が判明した実績(平成17年度裁定分以降)を示しており、対象となる著作物は、出版年がおおむね戦前のものである。

³ 文化庁「裁定の手引き」<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-1/pdf/tebiki_ver2.pdf>。